止水板等設置等工事補助金
～申請手続きの流れ～

①事前相談	・補助金が残っているか、施設が補助金交付の対象となるか、書類の書き方（ホームページ参照）等を治水課に確認してください。
②交付申請	・交付申請書を治水課に提出してください。 添付書類　□住宅地図 □施設配置図 □施設構造図 □資金計画書 □見積書 □設置予定箇所の現況写真 ・補助を受ける年度の４月１日から２月末までに申請してください。 ・出張所等では受け付けしていません。

購入・設置の前に申請が必要です。

③交付決定通知

・書類の記載内容、申請者の市税滞納状況、申請地の土地建物所有者の確認をさせていただき、問題がなければ交付決定通知書を申請者あてに送付いたします。

④購入・着工	・交付決定を受けてから製品購入、施工を行ってください。

申請内容に変更があった場合のみ

（変更申請書）	・変更申請書を治水課に提出してください。 添付書類　□変更のあった書類

（変更決定通知）

・書類の記載内容を確認させていただき、問題がなければ変更決定通知書を申請者あてに送付いたします。

⑤実績報告	・設置が完了したら、実績報告書を提出してください。 添付書類　□施工中・施工後写真 □資金精算書 □領収書 ・設置完了後３０日以内に提出してください。 ※年度末は３月２０日が最終期限となります。

⑥完了検査
⑦確定通知

・書類の記載内容の確認後、設置状況の検査をさせていただきます。
・検査後、問題がなければ補助金確定通知書を申請者あてに送付いたします。

⑧請求	・補助金確定通知書を受け、請求書を治水課に提出してください。

⑨補助金の振込み

・ご指定の口座へ補助金を振り込みます。

維持管理	・施設は適正に維持管理してください。 ・施設の処分は１０年間制限されます。